

三宅町緊急時在宅高齢者支援体制整備事業利用申請書

年 月 日

三宅町長様

住所
申請者氏名

（対象者との続柄）

下記により緊急時在宅高齢者支援体制整備事業の利用を申請します。

利用者	ふりがな				男・女	装置	固定型 ・ 携帯型 (携帯の番号登録は必須)	
	氏名							
	住所	三宅町大字			電話番号	自宅		
			携帯					
	生年月日	年	月	日	年齢	歳	血液型	型
世帯の状況	氏名	続柄	年齢	住所			電話番号	
緊急連絡先	氏名	続柄		住所			電話番号	
協力員連絡先	順位	協力員氏名	性別	続柄	住所			電話番号
	1							
	2							
	3							
申請の理由								

疾 病 の 状 況	か かり つ け の 医 療 機 関	
	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	主 治 医 名	
備 考		

承諾事項**1. 固定型緊急通報装置の設置を希望した場合**

- ①個人情報を含む、本申請の内容及び搬送先などの状況を町、関係機関及び受託事業者へ情報共有すること。
- ②通報後に利用者、協力員と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- ③消防署が出動し、やむを得ない事情により、建物等の一部を破損した場合、町、関係機関及び受託事業者は損害賠償等一切の責任を負わないこと。
- ④緊急通報装置（ペンダント含む）及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担とすること。
- ⑤緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること。
なお、撤去時の原状回復について、町及び受託事業者へ責めを一切請求しないこと。
- ⑥通信回線については原則、NTTアナログ回線を接続すること。
NTTアナログ回線以外の通信回線については、停電時通信回線が不通信になり、固定型緊急通報装置から通報ができなくなること。ソフトバンクおうちの電話、KDDI ホームプラス電話、NTTdocomo home でんわ等接続が、不可能な通信回線があること。
- ⑦緊急通報装置を貸与するにあたり、転出、死亡、施設入所等により貸与の要件に該当しなくなった場合や緊急通報装置をその目的に反し使用し、譲渡、交換、貸与又は担保に供した場合は、ただちに利用資格が喪失すること。また町が指定する期日までに緊急通報装置を返還すること。
- ⑧事業の利用に係わり、月額150円の使用料を自己負担額として徴収すること。

2. 携帯型緊急通報装置を希望した場合

- ①携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
- ②設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
- ③通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。
- ④事業の利用に係わり、月額200円の使用料を自己負担額として徴収すること。
- ⑤上記1. ①②③④⑦について同意すること。

事業の利用あたり、上記の事項を承諾します。

年 月 日 氏 名